

低所得世帯支援給付金(令和6年度新たに非課税となる世帯等) 支給の可能性のある方へのお知らせ

御嵩町では、物価高騰の影響を顕著に受ける低所得世帯の方々を対象に、「低所得世帯支援給付金」を実施します。

この通知は、令和5年度、または令和6年度における世帯の課税状況が御嵩町で把握できない世帯の世帯主様へご案内しております。課税状況が下記条件に該当する場合は給付金の対象となる可能性がありますので、ご確認の上、必要書類の提出をお願いします。

○給付対象となる世帯

基準日：令和6年6月3日において、御嵩町の住民基本台帳に記録されている世帯のうち、令和5年度において住民税所得割が課税されており、且つ、令和6年度において

- (1) 新たに住民税非課税となる者のみで構成されている
- (2) 新たに住民税均等割のみ課税となる者のみで構成されている
- (3) 新たに住民税非課税となる者と住民税均等割のみ課税となる者で構成されている

上記(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する世帯

ただし、

- 課税者の扶養親族等のみで構成される世帯
- 令和6年1月2日以降に日本へ入国し、地方税の課税権が無い方のみ
の世帯は対象となりません。

○給付額

1世帯あたり 10万円

(世帯に18歳以下の子ども*が含まれる場合、1人あたり5万円を加算)

※平成18年4月2日以降に出生した者

○必要な手続き

世帯の課税状況が対象要件に当てはまる場合は、裏面に記載された必要書類をご用意いただき、御嵩町役場 福祉子ども課 までお持ちください。

課税状況等を職員が確認した上、窓口で申請書を記入していただきます。

手続きには時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

裏面の記載内容も必ずご確認ください。

○必要書類

- 1：本人確認書類の写し（運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなど官公庁が発行したもの）
- 2：振込口座の通帳等の写し（世帯主の名義であること、金融機関、カナ氏名、口座番号がわかる箇所）
※注意：代理人による申請・受給がある場合は、代理人の本人確認書類も必要となります。

令和5年1月1日時点で御嵩町以外の市区町村にお住まいだった方

- 3：令和5年1月1日にお住まいの市区町村が発行する令和5年度の課税証明書※

令和6年1月1日時点で御嵩町以外の市区町村にお住まいだった方

- 4：令和6年1月1日にお住まいの市区町村が発行する令和6年度の課税証明書※

※令和5年1月1日、令和6年1月1日時点で異なる市区町村(御嵩町以外)にお住まいだった方は、3、4の両方が必要です。

○申請期限

令和6年10月18日(金) 必着

書類不備などにより申請期間を超過した場合、給付対象とはなりません。

本通知を確認いただきましたら、申請期間内に早急なお手続きをお願いします。

【申請に関するお問合せ先】

御嵩町役場 福祉子ども課 社会福祉係

電話 0574-67-2111 (内線:2123、2124)

開庁日時：平日 8:30～17:15(年末年始を除く)

ご自身の課税状況等に関するお問合せについては
税務課 課税係(内線:2154)へお電話ください。